

大田市告示第130号

大田市音声告知利用料補助金交付要綱（平成25年大田市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楫野弘和

第3条第2項中「3分の2」を「3分の1」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

大田市長

様

住所 大田市 町

申請者氏名 ㊟

電話

大田市音声告知利用料補助金交付申請書兼請求書

大田市音声告知利用料補助金の交付を受けたいので、大田市音声告知利用料補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象要件

該当区分に○印を記してください。

	(1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に定める扶助を受けている世帯
	(2) NHK受信料減免基準に該当している世帯
	(3) 満 7 5 歳以上の独居世帯及び満 8 0 歳以上の高齢者世帯で市民税非課税世帯

2 請求金額

年度に支払った音声告知利用料に 3 分の 1 を乗じた額

3 補助金振込先

金融機関名	本(支)店名	口座区分	口座番号	口座名義人

大田市音声告知利用料補助金の交付にかかる審査のため、住民票、市民税課税台帳などの市が保有する資料により世帯員全員についての確認、及びケーブルテレビ事業者に対し、加入状況、利用料納付状況等について調査されることを承諾します。

氏名 ㊟

生年月日 年 月 日生

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。